

千葉県社会福祉士会 会員：鈴木

負担金規則について、次の点についてお教えてください。

第2条で会員が本会の資源を用いて収入を得た場合とあり、3項で「本会の資源」とは、事務局資源等とありますが、これは、事務局の紹介を得たもののみを意味するのか、提案理由③で、会を経由しないばあいにおいても云々とあり、すべての活動に対してなのか、お教え願いたい。

また、パートナーの紹介で、後見活動を行った場合、その年だけでなく永遠に紹介料を負担するのか、お教えてください。

いずれにしても、例示をし、ここ1年をかけて、会員に周知し、検討すべきではないか、と考えます。